

まち整備部上下水道課

令和4年度水道水質検査計画

内容

1. はじめに
2. 水道事業の概要
3. 給水栓水及び水道原水の状況
4. 水質検査を行う地点
5. 水質検査を行う項目、検査頻度
6. 臨時の水質検査に関する事項
7. 水質検査の方法
8. 水質検査の精度管理
9. 水質検査計画及び検査結果の公表について
10. 関係機関との連携

1. はじめに

まち整備部上下水道課では、市民の皆様に安全な水を安定して供給するため日頃より水道法に基づいた水質検査を行っています。

水質検査は、水道水が水質基準に適合し安全な水であることを確認するのに、また日々水質を管理していく上で必要不可欠なものです。

養父市まち整備部上下水道課においても、令和4年度の水質検査計画を策定し公表します。

この水質検査計画は水質検査を適正に行うために、水質検査項目、頻度等を定めたものです。安全性の確認、水質管理上必要な項目、頻度を設定します。

2. 水道事業の概要

養父市の水道は上水道で給水を行っています。各浄水場で処理された水は浄水場から配水池を経て市内各地域に給水されています。各浄水場の概要については7ページ表1にまとめてあります。

3. 給水栓水及び水道原水の状況

(1) 給水栓水（蛇口の水）の水質の状況

過去の給水栓水の水質検査の結果はすべての項目で水質基準を満たしており、安全な水です。

(2) 水道原水の状況について

養父市の水道は表流水、湧水、地下水（浅井戸、深井戸）を原水とし、浄水処理を行っております。原水の種類及び処理方法については、7ページ表1に示してあります。

浄水場では原水の状況を考慮し、適正な浄水処理、水質管理を行っています。

4. 水質検査を行う地点

(1) 給水栓水（蛇口の水）

各浄水場の給水区域ごとに蛇口の水の採水地点を設定しています。給水区域が広範囲な浄水場については補足のために複数の採水地点を設けてあります。採水地点は各浄水場の給水区域や過去の水質検査との整合性を考慮し設定されています。

(2) 水源地の水（原水）

各浄水場で浄水処理を行っている水道原水を採水し水質検査を行います。

採水地点の一覧を表 2-1、表 2-2、表 2-3、表 2-4、表 2-5、表 2-6、表 2-7
に示します。

5. 水質検査を行う項目（16、17ページ表3）、検査頻度（18ページ表4）

（1）水質基準項目

・給水栓水（蛇口の水）について

給水栓水は水質基準の適用を受け、年間検査する頻度も定められます。

ア. 毎月検査する項目（省略不可）

表3のNo.1、2、38、46、47、48、49、50、51の9項目です。

イ. 3ヶ月に1回以上検査する項目（省略不可及び基準値超過項目）

表3のNo.6、7、10、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、33、
39、40、44の18項目です。

ウ. 発生時期に月1回行う項目

表3のNo.42 ジェオスミン、No.43 のメチルイソボルネオールのかび臭物質
のことです。水中の藻類が生産する物質です。地下水を水源としている浄水
場については、地下水中に発生源の藻類が存在せず、検出されないことが明
らかなので、確認のため夏場に1回検査をすることとします。

エ. 過去の検査結果により1年に1回、若しくは3年に1回にまで省略可能な項 目

16ページ表のNo3、4、5、8、9、11、12、13、14、15、16、17、18、19、
20、32、34、35、36、37、39、41、45の23項目です。

過去の検査結果により多くの項目は省略が可能ですが、省略を行わず年1
回の検査を行います。

・原水について

水質基準の適用を受けない原水については、消毒副生成物（No.10、No.21
～No.31）を除く項目について1年で1回以上検査するよう規定されています。

当市は原水については消毒副生成物以外の全項目を1年に1回検査します。

（2）毎日検査を行う項目

色、濁り、残留塩素といった浄水処理が適切に行われているかを確認するた
めの項目です。

(3) 水質管理目標設定項目

水質基準に準じて検査を行う項目です。水質基準項目と重複しない項目（農薬類は年1回）を検査します。

(4) 指標菌

糞便による汚染の可能性を判断するために行います。耐塩素性病原体であるクリプトスポリジウムは糞便によって汚染が拡大するため、糞便汚染が無いことを確認します。各水源について検査を行います。（ろ過設備がある浄水場、汚染が無いことが明らかな水源は除外）

6. 臨時の水質検査に関する事項

臨時の水質検査は水道原水、水道水の水質に異常が発生した時に行うものです。水道原水に以下のような異常が発生し、浄水施設の処理能力を超え、水道水が水質基準を超えるおそれがある場合には、取水を直ちに停止し、水質検査を即時行います。

- (1) 油、毒物、薬品等の水質を汚染するものの流入があったとき。
- (2) 多量の魚が死んで浮上するなどの異常があるとき。
- (3) 原因不明の色、濁り、pH異常、臭いなど水質に著しい変化があるとき。

また蛇口での赤水、濁り、異物、異臭味など利用者から苦情、水質相談があったときも必要に応じた水質検査を行います。

7. 水質検査の方法

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査は国が定めた水道水の検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」）によって行います。またその他の項目については浄水試験方法（日本水道協会）等によって検査します。

8. 水質検査の精度管理

水質検査を行う項目は多種多様であり、極微量の成分を精度良く測定することが求められます。そのために日頃から検査機器の整備、調整を行うとともに、検査担当者の技術向上に努めています。

9. 水質検査計画及び検査結果の公表について

水質検査計画は毎年度作成し、事前に公表を行います。計画に基づいて行われた水質検査の結果は速やかに公表を行います。

10. 関係者との連携

- (1) 水道水が原因で水質事故が発生した場合、またはその恐れがある場合には、県及び市の衛生・環境部局と連携を行い対処します。
- (2) 水源で水質事故または災害が発生した場合には「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、近隣の他の水道事業体に応援を要請します。
- (3) 地震、水害等の自然災害により正常な給水が困難となった場合、市の生活環境部や消防、県環境部などの関係部局と連携します。また被害状況に応じて近隣自治体に応援を要請します。